

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:笠松町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.1%
全職員	80.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	110.8%
本庁係長相当職	94.2%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	71.3%
31～35年	96.1%
26～30年	95.6%
21～25年	—
16～20年	84.5%
11～15年	76.9%
6～10年	87.2%
1～5年	104.0%

【説明欄】

・課税給与所得を基に算出。
・男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は、「—」と記載している。
男性の会計年度任用職員が14.58%なのに対し、女性の会計年度任用職員数が女性職員の52.94%を占めているため、給与の差異にも現れる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。